

滋賀県土地開発公社のあり方について

1 滋賀県土地開発公社について

- 滋賀県土地開発公社（以下「公社」という。）は、地価の高騰や土地利用の混乱を背景に、公共用地の先行取得等を通じて、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年3月に設立された。
- 以来、公社としての専門性を発揮し、県内の道路、河川その他の公共事業に必要な用地の計画的な取得や、工業団地をはじめとする土地造成事業などを通じて、県勢発展の一翼を担ってきた。

2 公社のあり方検討について

①「外郭団体および公の施設見直し計画」(平成21年12月策定)

公社は「近年の公共事業の減少傾向を背景として、公共用地先行取得業務の必要性が低下していることから、その縮小について検討を行い、公社保有地の処分計画を策定し処分を進めるとともに、廃止も視野に入れた、土地開発公社業務の課題整理と対応検討を行い、平成25年度に方針を策定する。」

②公社のあり方に関する方針(平成26年3月策定)

「長期的な観点でいえば業務は縮小傾向となるが、現在は、滋賀竜王工業団地造成事業、新名神高速道路用地取得事業等に取り組む必要があるため、これらの事業の全ての終了が見込まれる令和5年度末を目途に、再度、公社の役割を検証する。」

③「滋賀県行政経営方針2019」(平成31年3月策定)

「公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や事業量の見通しを踏まえつつ、現事業の全ての終了が見込まれる令和5年度末を目途に公社の役割を検証する。」

- このため、平成31年4月から公社のあり方検討を開始し、議論を進め、今回、「今後の公社のあり方」としてまとめたもの。

3 今後の公社のあり方

- 公社の存在意義は、「公共用地の先行取得」であるが、地価の下落等により先行取得の意義が失われ、公社の役割や必要性が希薄化しており、主要かつ本来業務である公有地先行取得事業や土地造成事業について、今後安定的に受託できる見込みが立たない。
- また、公社は、県の公共事業における用地取得への協力という役割も担っているが、本来の役割ではないことから、今後のあり方を検討すべき時期に来ている。
- 現在、公社の財務状況は健全な状態を維持しているが、令和元年度、令和2年度と2期連続で赤字を計上しており、今後も不透明な経営状況が続くことで、存続に必要な毎年の固定費を賄えないことが想定される。
- こうしたことから、明確なビジョンをもって今後公社を活用できる見込みが立たないため、所期の役割を果たしており、また、以上のような経営上のリスクを安全に回避するために公社を解散する。

4 今後の進め方

- 今年度中を目途に、公社とともに「(仮称)解散実施計画」を策定し、具体的な解散時期や解散に向けた手続き、解散後に残余する見込みの財産の活用方針、後継組織等について明らかにしてまいりたい。
- なお、公社がこれまで担ってきた役割を県が確実に引き継げるよう、「後継組織」の設置等についても、関係部局とともに検討を進めてまいりたい。

5 公社解散後に残余する見込みの財産

財産区分	残余する見込みの財産
現金資産	現金：約 12 億円
土地資産	びわこ文化公園都市用地 (面積 39ha 簿価 3,289 百万円)
	竜王岡屋地区 (面積 13ha 簿価 926 百万円)
	旧リゲインハウス整備用地 (面積 14ha 簿価 744 百万円)
	米原駅前中核施設用地 (面積 2ha 簿価 1,129 百万円)
	びわ細江工業団地 (面積 9ha 簿価 1,410 百万円 事業用定期借地契約に基づく賃借料：約 28 百万円/年)

- ※ 令和4年3月31日時点での試算値であり、各年度の決算状況により変動する可能性あり。
- ※ 上表の資産は、公社解散後、公払法および公社定款に基づき県に帰属する見込み。
- ※ 公社解散に係る県での追加の財政負担は生じない見込み。